

防犯カメラの 設置及び運用に関する ガイドライン



益 子 町

平成28年4月1日策定
益子町総務課消防交通係
〒321-4293 栃木県芳賀郡益子町大字益子 2030
TEL 0285-72-8826 FAX 0285-72-6430

第1 はじめに

1 ガイドライン策定の目的

防犯カメラは、24時間撮影が可能であることから、犯罪の抑止効果があるとともに、犯罪発生時の容疑者の特定にも役立つなど、安全で安心して暮らせるまちの実現に大きな役割を果たすものです。

一方で、撮影される個人のプライバシーを侵害することがないように、十分留意することが必要です。

そのため、プライバシーの保護に留意しつつ、防犯カメラを適正に設置・運用することにより、犯罪を防止し、安全で安心して暮らせるまちの実現につながるよう、必要な事項を定めたガイドラインを作成しました。

2 ガイドラインの対象となる防犯カメラ

次の3つの要件すべてを満たすカメラ設備をこのガイドラインの対象としています。

- ① 不特定多数の者が出入りする施設や場所を撮影するカメラ
(公共交通機関をはじめ各種公共施設、商業施設、映画館、スポーツ・レジャー施設、宿泊施設、道路、公園、駐車場等の施設や場所)
- ② 犯罪の防止を目的に設置されたカメラ
(犯罪の防止を副次的目的とする場合も含む)
- ③ 録画装置(ビデオ、HDDレコーダー等)を備えるカメラ

3 防犯カメラで撮影された個人の画像の性格

防犯カメラで撮影された画像は、特定の個人が識別できる場合には、「個人情報」に該当します。

防犯カメラの設置者は、このガイドラインのほか、設置者ごとに法律や条例で定められている個人情報保護制度により個人情報を取り扱うこととなります。

第2 防犯カメラの設置及び運用に当たって配慮すべき事項

防犯カメラの設置者は、次の事項に配慮し、防犯カメラの設置、利用及び画像の取扱い等を適正に行うものとします。

1 設置目的の設定と目的外利用の禁止

防犯カメラの設置目的を明確に定め、目的を逸脱した利用を行わないこととします。

2 設置場所、撮影範囲、照明設備

防犯カメラで撮影された画像は、その取り扱いによってプライバシーを侵害する恐れがあり、どこにでも防犯カメラを設置してよいというものではありません。

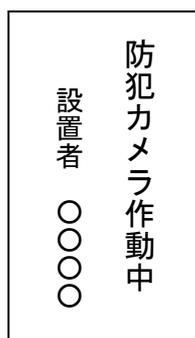
そこで、犯罪防止効果が発揮され、かつ、不必要な画像が撮影されないように撮影範囲を設定し、設置場所を定めることとします。

なお、防犯カメラで撮影する箇所の照明設備は、当該防犯カメラが有効に機能するために必要となる照度を確保することとします。

3 防犯カメラを設置していることの表示

犯罪防止効果を高めるとともに、プライバシーの保護を図るため、誰にでもわかるように、撮影対象区域内、または付近の見やすい場所に防犯カメラを設置すること及び設置者の名称を表示することとします。

(表示例)



4 管理責任者の指定、操作取扱者の指定

防犯カメラの管理及び運用を適正に行うため、管理責任者を指定することとします。

管理責任者は、自ら防犯カメラの操作ができない場合は、操作取扱者を指定して機器の操作等を行わせます。

5 撮影された画像の適正な管理

画像のデジタル化や記録媒体の小型化が進み、画像のコピーや持ち出しが容易になっています。

そこで、画像の漏えい、滅失、改ざん等を防止するため、次の事項に留意して必要な措置を講じることとします。

- (1) モニターや録画装置、記録媒体がある場所への許可した者以外の立入禁止、施錠など、施設の状態に応じて情報漏えい防止措置を講じること。
- (2) 記録した画像の不必要な複写や加工はしないこと。また、ビデオテープ、DVD等の記録媒体は施錠のできる保管庫等に保管し、外部への持ち出し、転送は禁止すること。
- (3) 画像の保存期間は、設置目的を達成する範囲で、必要最小限度の期間（目安として概ね1ヶ月）とすること。ただし、犯罪・事故の捜査等のため特に必要と認められるときは、保存期間を延長することができるものとする。
- (4) 保存期間を経過した画像は速やかに消去するか、上書きによる消去をすること。
- (5) 記録媒体を廃棄するときは、破砕または復元できない完全な消去等を行い、画像が読み取れない状態にすること。また、廃棄の日時、方法等を記録しておくこと。
- (6) パソコンで画像を取り扱う場合には、コンピュータウイルス対策等の措置を十分に行うとともに、インターネット等外部への情報漏えい防止措置を講じること。

6 撮影された画像の提供の制限

町民のプライバシー保護のため、画像を第三者へ閲覧させ、または提供することを禁止します。ただし、次の場合は提供できるものとします。

- (1) **法令に基づく場合**
(裁判所が発する令状に基づく場合や、捜査機関からの照会（刑事訴訟法第197条第2項）、弁護士会からの照会（弁護士法第23条の2第2項）に基づく場合など)
- (2) **人の生命、身体または財産に対する差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合**
(行方不明者の安否確認や、災害発生時に被害状況を情報提供する場合など)
- (3) **捜査機関等から犯罪・事故の捜査等のため情報提供を求められた場合**
(警察の任意捜査への協力や消防署の火災原因調査など)

画像を第三者へ閲覧、または提供する場合は、提供の必要性を十分検討する必要があります。その際、要請者から身分証明書等の提出を求めるなど、身元確認を行います。

また、画像を提供した時は、提供日時、提供先、提供理由、画像の内容等を記録しておきます。

7 防犯カメラの機能、保守点検・見直し等

防犯カメラの設置に当たっては、設置目的や利用形態に適合した機能を持つ防犯カメラを選択することとします。

また、防犯カメラの機能維持のため、定期的に保守点検を行うとともに、必要に応じて機器の更新を行うこととします。あわせて、設置場所や撮影範囲が適切かなどの見直しを行うこととします。

8 苦情等への対応

防犯カメラの設置・運用に対する苦情や問い合わせには、誠実かつ迅速に対応するものとします。

第3 管理・運用規程の作成が必要です

1 管理・運用規程の策定

このガイドラインに基づき、防犯カメラの管理・運用を適切に行うため、利用目的や利用形態に合わせた管理・運用規程を定めることとします。（次項「参考例」を参照）

2 業務の委託

防犯カメラの設置、施設管理業務や警備業務を委託する場合は、管理・運用規程の遵守を委託契約の条件にするなど、適正な設置、運用を徹底するものとします。

【参考例】

〇〇株式会社△△事務所 防犯カメラ管理・運用規程

1 目的

この規程は、〇〇〇〇〇（施設名を記載）に設置される防犯カメラについて、街頭犯罪を減少させ、安全で安心して暮らせるまちづくりに寄与することと併せ、当該カメラの対象となる者のプライバシーの保護を図るため、その設置及び運用について定める。

2 設置者及び管理責任者

(1) 設置者

〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇（法人名・代表者名を記載）

(2) 管理責任者

〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇（法人名・管理責任者名を記載）

（連絡先：電話〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇）

3 設置場所及び設置台数

(1) 防犯カメラ 〇台 〇〇町〇番地〇号（別図のとおり）

(2) 録画装置、モニター 一式 〇〇町〇番地〇号（別図のとおり）

4 設置表示及び管理方法

(1) 防犯カメラ設置場所の見やすい位置に、「防犯カメラ作動中」「設置者名」を記載したプレート等を設置する。

(2) 設置者及び管理責任者以外の者による操作及び取扱いを禁止する。また、設置者及び管理責任者が必要であると判断する場合には、防犯カメラ、モニターの操作及び画像の取扱いを行う担当者を指定することができる。

5 画像データの保管と廃棄

(1) 画像は、撮影時のまま保管し、加工はしない。

(2) モニターや画像の録画装置及び記録した媒体は、施錠のできる事務室内及び保管庫内に保管する。

(3) 撮影された画像の保管期間は、概ね〇日間とし、保管期間終了後は廃棄する。

6 画像の利用制限

(1) 画像の利用は、犯罪の抑制及び防止目的の範囲で行い、画像から知り得た情報は、外部に漏らさない。

(2) 画像は、次のいずれかに該当する場合を除き、外部に提供しない。

ア 法令に基づく請求があった場合

イ 捜査機関から犯罪捜査の目的により要請を受けた場合

（ただし、捜査機関が画像の提出を求める場合は文書によるものとする。）

- ウ 個人の生命・身体又は財産の安全を守るため、緊急かつ止むを得ないと認められる場合
- エ 本人の同意がある場合又は本人に提供する場合

7 保守点検

防犯カメラの機能維持のため、〇ヶ月ごとに保守点検を行うものとする。

8 苦情等の処理

管理責任者は、防犯カメラの設置及び利用に関する苦情や問合せを受けた場合には、遅滞なく適切に処理する。

(附則)

この規程は、平成〇年〇月〇日から施行する。